

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年1月9日	株式会社K's(法人番号1150001011682)代表者金正太郎	奈良県生駒郡安堵町東安堵60-1	本社	奈良県生駒郡安堵町東安堵60-1	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年6月16日、同年6月22日及び同年7月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)(5)業務の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	2	2
令和6年1月9日	株式会社大阪輸送(法人番号2120101056126)代表者中野 聖二	大阪府堺市美原区阿弥6番4	伊丹	兵庫県伊丹市中野西4丁目29番1号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年10月31日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年1月11日	栄進急送株式会社(法人番号6140001078099)代表者村上 俊一郎	兵庫県伊丹市西野1丁目8番地	本社	兵庫県伊丹市西野1丁目8番地2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年11月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和6年1月16日	日本急配株式会社(法人番号8130001033689)代表者山本 依子	京都府久世群久御山町田井新荒見91	本社	京都府久世群久御山町田井新荒見91番地	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年5月25日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成違義務反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年1月18日	株式会社ワイビーエス(法人番号7120901031983)代表者山田 愛奈	大阪府堺市西区浜寺南町3丁3-9	本社	大阪府堺市西区浜寺南町3丁3-9	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年6月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
令和6年1月19日	株式会社ウェーブライン(法人番号5120001174850)代表者久保 常夫	大阪府大阪市住之江区新北島5丁目1番17号	本社	大阪府大阪市住之江区新北島5丁目1番17号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年4月20日及び同年5月29日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	3	3
令和6年1月19日	アート引越センター株式会社(法人番号8122001015081)代表者寺田 政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	堺支店	大阪府堺市北区長曾根町1206-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年1月22日	但馬運輸株式会社(法人番号8140001112285)代表者荒木 千恵子	兵庫県養父市十二所字町頭966番地	本店	兵庫県養父市十二所字町頭966番地	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年7月4日、労働局からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年1月22日	有限会社植田商運(法人番号1120102017508)代表者植田 健一	大阪府富田林市大字喜志2586番地	神戸	兵庫県神戸市東灘区深江浜町24番地	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和5年6月21日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和6年1月25日	上義運輸株式会社(法人番号5120001032208)代表者上尾 義記	大阪府大阪市住吉区万代5-17-32	本社	大阪府大阪市住吉区万代5-17-32	輸送施設の使用停止処分(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年7月10日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12